

## 坂井市コミュニティバス「フリー降車」の実施について

## 1. 目的

自宅や目的地からバス停留所が離れている場合、高齢者、身障者、荷物を持った人等について移動が困難な場合がある。そのため、こうした利用者の利便性の向上を図るため、フリー降車制度を実施する。

## 2. 開始時期

平成24年10月1日(月) 始発より

## 3. 実施ルート

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 十郷関ルート | (2) 坂井西部ルート |
| (3) 加戸ルート  | (4) 浜四郷ルート  |

## 4. 実施区間

別紙運行経路図のとおりとする

※実施区間であっても、交差点付近や見通しの悪いカーブ、駐停車禁止箇所等ではフリー降車を実施しない

## 5. 降車方法

- (1) フリー降車希望者は、乗車時に「〇〇停留所と△△停留所の間□□付近でフリー降車したい」と乗務員に申し出
- (2) 乗務員は、停車する前に、他の乗客に対しフリー降車のため停留所以外で停車する旨を伝える。

※停車場所は、降車希望場所付近で、乗務員が安全と判断した場所とする

## 6. 安全対策

## (1) バス車内

車内事故防止のため、降車方法の掲示、乗務員による案内を行う

## (2) 後続車両

後続車両への注意喚起として、運行車両の車体後部に「フリー降車実施により、停留所以外で停車する場合がある」旨の掲示を行う





